

山梨県社会福祉審議会会議録

- 1 開催日時 平成24年8月7日(火) 15:30~17:00
- 2 開催場所 ベルクラシック甲府 甲府市丸の内1-1-17
- 3 出席者
- 1) 審議会委員 (五十音順) 芦澤敏久 天野達也 池田政子 石合千年 石井貴志
井出公一 大久保幹雄 小野早苗 上條兵武 川村文彦
功刀融 作田誠一郎 沢登京子 塩崎洋子 志村祐二
神宮司真佐子 鈴木孝子 鶯見よしみ 角野幹男 田草川憲男
田中ちえ 戸田知 中込博文 濱田健作 原寛
古屋義博 三井久美子 望月孝之 望月敏子 山縣然太朗
八巻佐知子 山口勝弘 山本隆 米山富子
- 2) 事務局 三枝幹男福祉保健部長、原間敏彦福祉保健部次長、鈴木治喜福祉保健部次長、横森梨枝子福祉保健総務課長、布施智樹長寿社会課長、宮沢雅史児童家庭課長、篠原昭彦障害福祉課長、森田貴夫社会教育課総括課長補佐
- 4 次 第
- 1) 任命式
- ① 任命書交付
 - ② 福祉保健部長あいさつ
 - ③ 委員自己紹介
 - ④ 関係職員紹介
- 2) 審議会
- ① 委員長選出
 - ② 委員長あいさつ
 - ③ 委員長職務代理者の指名について
 - ④ 報告事項
 - ア 山梨県社会福祉審議会規程の改正について
 - ⑤ 審議事項
 - ア 各専門分科会及び審査部会の編成について
 - イ 各専門分科会長及び審査部会長の選出について
 - ⑥ 事業説明
 - ア 健康長寿やまなしプランについて
 - イ 児童家庭課の主要な業務について
 - ウ やまなし障害者プラン2012について
- 5 委員の任命 前委員の任期満了に伴い、新委員47名を任命
(任期:平成24年8月1日~平成27年7月31日)
- 6 委員長の選出 山口勝弘委員を委員長に選出
- 7 職務代理者の指名 委員長が平林委員を職務代理者に指名した。
- 8 議事等の概要 (議長は審議会規程第4条第2項により委員長)

【報告事項】

- ア 山梨県社会福祉審議会規程の改正について
(委員長)
事務局から、規程の一部改正について説明をお願いする。
(横森福祉保健総務課長)
〈審議会の組織、開催状況等について説明〉
〈次に、審議会規程の一部改正の内容について説明〉

(委員長)

ただ今の説明による審議会規程の改正について、質問・意見等はいかがか。

(委員長)

改正後の条文については理解したが、改正内容を簡潔に説明してください。

(横森福祉保健総務課長)

児童福祉法の改正により、ファミリーホームが導入されたことに伴い、規程を改正した。

(委員)

従来と比較して、何がどうして変わったのか、その背景を説明してください。

(横森福祉保健総務課長)

児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を養護する観点から、一般的な家庭に近い人数の中で、より家庭的な環境において子供を育てていくというファミリーホームが導入された。

(委員長)

他に質問等がなければ、以上で、山梨県社会福祉審議会規程の改正報告とする。

【審議事項】

ア 各専門分科会及び審査部会の編成について

(委員長)

各専門分科会及び審査部会の編成について、審議会規程第2条第2項及び第3条第6項により、各専門分科会及び審査部会の委員については、委員長が指名することとなっているが、事務局に案があればそれにより編成をお願いしたいがいかがか。

(各委員)

異議なし。

〈事務局から専門分科会・審査部会編成案の資料は配付〉

(横森福祉保健総務課長)

提示した編成案とするにあたっては、各委員さんの活動内容や経歴を考慮して決めさせていただいた。

(委員長)

再任となった委員は、これまでと同じ専門分科会に編成されているのか。新任の委員はどのように編成されているのか。

(横森福祉保健総務課長)

再任の委員はこれまでどおり。

新任の委員は事務局で活動内容等を検討しこの編成結果とした。

(委員)

専門分科会のうち、審査部会がない分科会があるが、各分会等の役割について、再度説明をいただきたい。

(横森福祉保健総務課長)

〈資料P1により説明〉

(委員)

児童福祉専門分科会では、母子保健に関する事項を審議するとのことであるが、母子保健は健康増進課の分野であるので、その棲み分けはどうなるのか。

(横森福祉保健総務課長)

持ち帰って後日回答する。

(委員長)

ただ今、事務局から編成案が配布され説明があったが、この案によると複数の分科会及び審査部会に属する方もいるが、これにより編成することいかがか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

承認されたので、編成案の案を削除し決定としてください。

イ 各専門分科会長及び審査部会長の選出について

(委員長)

各専門分科会長及び審査部会長の選出について、山梨県社会福祉審議会規程第2条第3項及び第3条第7項により、各専門分科会長及び審査部会長は各分科会及び審査部会において、委員の互選により定めることとされているが、選出方法についていかがか。

(委員)

事務局一任

(委員長)

事務局に一任との発言があったので、事務局から案を提示してください。

(横森福祉保健総務課長)

民生委員審査専門分科会長	戸田知	委員
障害者福祉専門分科会長	葉袋健	委員
高齢者福祉専門分科会長	山縣然太朗	委員
児童福祉専門分科会長	小田切則雄	委員
障害者審査部会長	葉袋健	委員
養護母子審査部会長	小田切則雄	委員
児童措置審査部会長	山口勝弘	委員
健全育成審査部会長	平林弘光	委員

(委員長)

ただ今提案のあった、

民生委員審査専門分科会長	戸田知	委員
障害者福祉専門分科会長	葉袋健	委員
高齢者福祉専門分科会長	山縣然太朗	委員
児童福祉専門分科会長	小田切則雄	委員
障害者審査部会長	葉袋健	委員
養護母子審査部会長	小田切則雄	委員
児童措置審査部会長	山口勝弘	委員
健全育成審査部会長	平林弘光	委員

にそれぞれお願いすることでよいか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、このように決定する。

欠席されている委員には、事務局から周知されたい。

ウ その他

(委員長)

各委員の皆様から何かありますか。

なければ、事務局から何かありますか。

(横森福祉保健総務課長)

事務局からはありません。

(委員長)

なければ、これで審議事項を終了する。

【事業説明】

(委員長)

事業説明について、事務局から説明をお願いする。

(横森福祉保健総務課長)

本日は、社会福祉に関する事項を審議する社会福祉審議会の第1回目の審議会として多くの委員が出席しているので、県の現在の福祉行政について事業説明をする。

〈事務局から資料に基づき事業説明〉

(布施長寿社会課長)

健康長寿やまなしプランについて 資料P9～P10

(宮沢児童家庭課長)

児童家庭課の主要な業務について 資料P11

(篠原障害福祉課長)

やまなし障害者プラン2012について 資料P12

(委員長)

ただ今の事業説明について、質問等はいかがか。

(委員)

健康長寿日本一の健康寿命の比較が平均自立期間によるところがあるが、一人で生活できる期間ということですか。

一人で生活できることも大切だが、地域や家族と共生することも重要であり、山梨県において、そういう生活をしている方が大勢いることは素晴らしいと思うが。

(布施長寿社会課長)

自立期間とは、健康で過ごせる期間という意味で、要介護要支援の認定を受けずに、自立した生活ができる期間ということである。

そういう方は家族等と共生することはできるし、両立できるものと考える。

(委員)

健康寿命とは、介護を必要としないで自立している平均余命のことです。

(委員)

今後の審議会の進め方について提案であるが、各専門分科会で山梨県の全体の問題点等を把握した上で、審議会を行うほうがよいのではないか。

(横森福祉保健総務課長)

検討する。

(委員)

当方の施設では、診療所、特養、障害者福祉サービス事業所、小規模託児所を運営しているが、働きながら介護や子育てができる仕組みづくりを作つてほしいと実感している。

(委員)

専門分科会は、どれほどの頻度で開催しているのか、スケジュールを教えてほしい。

(宮沢児童家庭課長)

平成24年度は既に2回開催しており、事案があれば開催し、近日中にも開催する事案があるところ。

(委員長)

他に質問がなければ、以上で事業説明は終了する。

委員の皆様の協力に感謝する。

(事務局)

審議会全体を通して、何かありますか。

なければ、以上をもって、審議会を閉会とする。